

【大学・研究機関担当者用】 東京国際交流館 入居に関するQ&A

2021年12月更新

No.	種類	質問	回答
1	入居資格	通信制の大学院に在籍している学生は入居できますか？	できません。通学制の大学に在籍する学生のみが対象となっています。
2	入居資格	日本人学生には、社会人学生を推薦してもよいですか？	正規課程に在籍しており、RA業務を行う意欲と時間的な余裕があれば構いません。但し、正規課程修了と同時に入居資格もなくなり退去していただくこととなりますのでご注意ください。
3	入居資格	日本滞在歴が長く、日本語も流暢な外国人留学生をRAとして推薦することはできますか？	外国人留学生については、以下の条件を満たす者について、本人からの申請に基づく選考により適性等を判断し、外国人留学生RAとして採用し、RA謝金を支払います。 (1) 交流館への入居後、1年以上の期間を経過した者 (2) 日常会話レベル以上の日本語能力を有する者 (3) 所属大学からの推薦に加え、交流館のRA事務局からの推薦が得られる者 (4) 次の条件のいずれかを満たす者 【1】大学院正規課程に在籍し、修業年限を超えて在籍していない優秀な外国人留学生 【2】大学等の医学部、歯学部、薬学部及び獣医学部の第5学年又は第6学年に所属する優秀な外国人留学生
4	入居資格	配偶者が日本人の外国人留学生が入居を希望しています。夫婦用C棟と家族用D棟は、配偶者が日本人でも入居できますか？	入居できます。夫婦用C棟及び家族用D棟の同居人は外国人、日本人を問いません。
5	入居資格	夫婦用C棟に入居希望の学生がいます。本人は入居経験がないのですが、配偶者が東京国際交流館に1年入居していたそうです。入居できる期間はどのくらいですか？	入居できる期間は同居人の入居経験も通算して3年以内ですので、残りの入居できる期間は2年となります。
6	居室タイプ	入居する居室について、高層階、角部屋等の希望を出すことはできますか？	できません。当館の指定する居室に入居していただきます。
7	入居期間	外国人研究者が外国人留学生の時に東京国際交流館に入居していた場合、研究者として再度入居できますか？	以前の入居期間(通算)が3年を超えていなければ、入居できます。その際、入居できる期間は3年から過去の入居期間を差し引いた期間となります。
8	入居日	新規渡日者で、許可された入居期間より早く来てしまう者がいます。入居期間の初日を早めることはできますか？	できません。入居許可期間初日までは各自で宿泊先を手配していただくこととなります。なお、別途料金はかかりますが、当館にも研修宿泊室(単身用)がありますので、空室があれば利用できます。ただし、事前予約が必要です。 (参照先: http://www.jasso.go.jp/ryugaku/kyoten/tiec/residence/tempo.html)
9	入居日	引越しの都合等で実際の入居が遅れた場合、館費の発生を遅らせるために期間を変更することはできますか？	できません。実際の入居が、許可した期間の初日より後であっても、館費・入館費・光熱水料及び電話の基本料金は入居許可期間初日から発生します。
10	入居日	実際に引越しを予定している日は土曜日ですが、引越は土日祝でも可能でしょうか？	引越は土日祝日も可能です。また、入居手続きを事前に済ませていれば、窓口(管理センター)が閉室している年末年始(12月29日～1月3日)でも引越は可能です。但し、当館での大きな催事前後は、トラックによる搬入ができない場合があるので、引越し日を決める前に管理センターにご相談ください。
11	入居日	入居許可もらった者が諸事情で入居辞退をする場合、館費等はどのような扱いになりますか。	入居期間が始まる前日までに推薦担当部局を通して留学生宿舍管理室まで連絡いただいた場合に限り、入居前辞退と認めず(申請者からの連絡は認められません)。この場合は館費は発生しません。 入居期間の初日以降については、推薦担当部局を通して留学生宿舍管理室まで連絡いただいた日から1か月後の日を退去日とし、当該日まで1か月分の館費を徴収いたします。入居辞退は入居期間の始まる前日までにされるようご注意ください。 (辞退届の提出については、「入居許可後の諸手続き一覧」No.5をご覧ください。)
12	長期不在	日本人学生RAの入居者が短期留学で1か月程度不在にする予定ですが、問題ないでしょうか？	「外泊届」を提出し、RA業務に支障が出ないよう、同フロアのRA間等で各自調整できるのであれば、1か月程度なら問題ありません。但し、1か月を大幅に超える不在や、長期不在が頻繁に続く場合は、業務の遂行が不可能であると見なし、退去いただくことがあります。
13	期間延長	博士課程に進学予定で、在籍期間が変わる前に入居期間延長申請を予定していますが、進路が決まるのが当初の在籍期間終了ぎりぎり、延長申請時には延長希望期間の在籍及び期間が証明できない場合、申請は可能でしょうか？	在籍証明に代わるものとして、推薦担当部局において、(1)進学見込みであること(在籍見込み期間を明記)、(2)在籍証明できる書類が揃い次第提出すること、(3)入居資格が得られなかった場合は速やかに退去させること、の3点を記した文書(当館館長宛て)を作成し提出いただくことで、申請可能です。
14	期間延長	入居期間延長申請が行えるのは1回限りでしょうか？	引き続き在籍しており、通算の入居期間が3年を超えない限り、再延長も可能です。
15	入居資格	現在、配分されている配分枠に短期プログラムの学生は申請できますか。	配分枠での短期プログラムの学生の申請が可能です。配分枠がない場合は推薦枠で申請してください。ただし選考の際は入居期間が長い申請者が優先となります。

【大学・研究機関担当者用】 東京国際交流館 入居に関するQ&A

2021年12月更新

No.	種類	質問	回答
16	提出書類	外国人学生で短期プログラムの学生の場合、申請書類はどのようになりますか。	募集要項に記載してある書類を提出してください。ただし、在籍期間が証明できる書類に準ずるものとして、プログラムに参加していることが証明できる書類の写しを添付してください。
17	館費	短期プログラムの学生について、館費はいくらになりますか。	短期プログラムの学生は「外国人留学生」としての区分となり、外国人留学生の館費を適用します。
18	その他	短期プログラムの学生を申請する場合、大学院レベルの申請事務担当と異なります。なにか必要な手続きはありますか。	申請に係る事務処理を担当する部署を登録していただきます。大学院及び研究者と短期プログラムの学生の事務処理担当部署が異なる場合は、新たに担当する部署の登録をお願いします。登録用紙は本交流館のホームページに掲載しています。